

## その3 障がい福祉サービス

**障**害者自立支援法の基本的な考え方を踏まえ、「障害程度区分」の認定を受けることによって、身体・知的・精神といった障がいの種別等にかかわらず、さまざまな障がい福祉サービスが適切に利用できる仕組みづくりを進めます。

### 訪問系サービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 重度障害者等包括支援



重複・重度化を含む3障がいの特性に応じるため、福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけます。

### 居住系サービス

- 共同生活介護（ケアホーム）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援

グループホームやケアホームについては、障がい者が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられることから、地域への理解促進、事業者等への情報提供等を行い、整備の支援に努めます。

また、施設入所支援については、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

### 日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 療養介護
- 短期入所

サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、福祉サービス事業者等と連携してサービス調整を図るとともに、情報支援等を通じて事業者の移行を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

あわせて、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報提供に努め、就労支援策の強化、雇用促進を図ります。また、工賃の確保等にも留意し、サービス提供体制の整備を進めます。

### 相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援



障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

